

平成16年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成16年9月13日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第6 議案第45号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第7 議案第46号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第8 議案第47号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第9 議案第48号 公の施設の設置に関する協議について
- 日程第10 議案第49号 字の区域を変更することについて
- 日程第11 議案第50号 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第51号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第53号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第54号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第55号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第56号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第57号 平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第58号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第59号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第60号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝	代表監査委員	大石英博

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより、平成16年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号9番 桜木ゆう子君、10番 小川勝範君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず1点目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は7月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2点目ですが、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により受けておりますから、監査は8月24日に都市管理課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

これらの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第43号から日程第21 議案第60号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第43号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第21、議案第60号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成16年第3回瑞穂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

生活圏の広域化、少子・高齢化、国際化、産業構造の変化等に対応した基礎自治体のあり方が大きくクローズアップされ、国土の均衡ある発展から個性ある地域の発展へと国と地方の役割分担が見直され、地方分権が着々と進められる中、その受け皿としての市町村の事務能力及び財政力の整備が求められ、その手段として市町村合併が各地で進められてきましたが、本年度中にはその形はほぼでき上がるものと思います。

国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、三位一体の改革の着実な推進をうたい、地方がみずからの支出を、みずからの権限・責任・財源で賄う割合をふやすとともに、国の地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を目指しています。

また、岐阜県は、法的に市町村へ移譲可能な事務項目約3,500項目を第3次権限移譲として示しました。この市町村への権限移譲を、将来栄える地域をつくる、コストを低く質の高い行政サービスを生み出すなど、地域活性化のチャンスととらえ、行政事務能力、財政力、市民との協働体制の充実を図らなければならないと考えます。

前の定例会において市の財政状況を説明いたしました、その中で財政力指数は0.737――平成14年度の決算でございますが――でありましたが、平成16年度は単年度では0.809の見込みであります。しかし、これは地方財政計画の歳出の見直しによるもので、財政事情の改善を示す指標とはなっておりません。平成17年度以降の財政計画においては、国は三位一体の改革で平成17・18年度に移譲される税源を3兆円、補助金の廃止を3.2兆円とする計画であります。市として見た場合、平成16年度は交付税の減を除けば、ほぼバランスがとれていましたが、某市のように、補助金3億6,700万円減、地方譲与税2億5,200万円増、差し引き1億1,500万円のマイナスといったケースもあり、補助金の減額と財源移譲とのバランスがどのようになるか、慎重に見きわめなければなりません。

中・長期的な視点に立ったまちづくりについては、瑞穂市総合計画、老人保健福祉計画等の策定、地図情報・地域情報ネットワークの活用等の事務改善及び諸施設の改善・運用、住民ニーズへの対応等、安全・環境・福祉各分野について検討を進めていますが、このたび瑞穂市と岐阜地域振興局の若手職員による瑞穂市産業ビジョン策定チームがまとめた「瑞穂市産業ビジョン」は、将来への一つの提言として大切にしたいと思っております。瑞穂市の持つ強み・弱みをチェックし、その強みを生かし、弱みを補う地域の将来像として、「ほっ～瑞穂的時間～の創

造」を、すなわち単なる居住の場や通過点としてではなく、だれもがここで暮らし、またほっとしたひとときを過ごしたいと思えるような時間及び空間を創造することを提唱しています。合併して1年余が過ぎました。どんな瑞穂市がよいか、将来の瑞穂市像をみんなで一緒に考えていきたいと思えます。

8月に開かれた少年議会の決議「安心して登下校できるまちづくり」は、素晴らしい決議でありました。自分たちの手で安心して登下校できるまちづくりをするために、今まで以上に地域とのつながりを強くする取り組みをと、つながりのつくり方を上げております。最後に「大切なのは、待っているのではなく、自分たちからつくっていかうとする強い意識です」と言っています。この少年議会の決議のように、町に住む人一人ひとりが自分のできることは何かを考え、みずから実行することで、心豊かな素晴らしいまちとして瑞穂市は発展していくものと思えます。

さて、今議会に提案し、御審議をお願いする議案は、人事に関するもの1件、合併等に伴う組合規約等の変更に関するもの4件、公の施設の設置に関するもの1件、字の区域変更に関するもの1件、法などの改正に伴い、条例を改正するもの6件、市条例を改正するもの1件、平成15年度決算の認定に関するもの1件、平成16年度予算の補正に関するもの2件、市道路線の認定に関するもの1件の18件であります。以下、各議案について説明させていただきます。

議案第43号人権擁護委員候補者の推薦については、現人権擁護委員の伊藤幹男氏が10月31日に、廣瀬正孝氏が11月30日に任期満了となるため、伊藤幹男氏の後任として北川けい子氏を、廣瀬正孝氏は再任として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第44号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約については、支給基準を超えて支給する退職手当の事項の削除及び不破准看護学校組合、揖斐郡老人福祉施設事務組合、加子母東白川学校給食共同調理組合の脱退による構成団体の変更が改正の内容であります。

議案第45号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、及び議案第46号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議については、川島町が平成16年11月1日に各務原市との合併により脱会することになったため、協議会規約を変更するものであります。

議案第47号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、川島町と結んでいる戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑・納税証明等の広域相互発行協定を平成16年11月1日付で川島町が各務原市と合併するため、廃止するものであります。

議案第48号公の施設の設置に関する協議については、犀川堤外地土地画整理事業区域内の将来墨俣町の行政区域として取り扱われる瑞穂市の犀川右岸高水敷の一部の区域に、墨俣町が（仮称）犀川河川公園への来園者駐車場を設置することについて協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号字の区域を変更することについては、市営土地改良事業として平成10年4月に事業認可を受け、平成10年度から15年度にかけて農村集落整備を行ってきた大月地区農村総合整備事業の工事の完了に伴い、従前の字界では行政遂行上及び土地の維持管理上、支障があるため、土地改良法に基づく換地処分後の道・水路界をもって新たな字の区域とするものであります。

議案第50号地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」と名称が変更されたことに伴い、必要事項を改正するものであります。当市では、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例や公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例、瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について該当部分がありますので、所定の改正を行うものであります。

議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部が改正されたことに伴い、平成17年度以降の個人市民税の適用分について、関係部分の改正を行うものであります。また、事務の効率化の点から、軽自動車税の賦課期日及び納期の部分のうち、納期の改正を行うものであります。

議案第52号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案第53号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、市条例の関係部分の改正を行うものであります。

議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例については、就業改善センターの管理及び運営の一部を財団法人瑞穂市施設管理公社に委託するための条文を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、追加するものであります。

議案第55号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市関係条例の改正を行うもので、内容は補償基礎額等を改定するものであります。

議案第56号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市関係条例の改正を行うもので、内容は消防団員の退職報償金の支給額を改定するものであります。

議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、平成15年度水道事業会計は、平成15年5月1日合併により11ヵ月分の実績となります。収益的収入及び支出において、収入総額4億2,128万3,000円、支出総額3億3,691万4,000円、純利益7,713万2,000円となりました。しかしながら、合併前4月分損益は、穂積町1,357万8,000円、巢南町328万

9,000円、合計 1,686万 7,000円の損失であり、1年間の純利益としては 6,026万 4,000円です。当年度未処分利益剰余金は 9,926万 5,000円で、その処分案は減債積立金 1,000万円、建設改良積立金 6,000万円、翌年度繰越利益剰余金 2,926万 5,000円といたしました。また、資本的収入及び支出においては、収入総額 2億 2,770万 7,000円、支出総額 3億 201万 9,000円です。

議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4億 3,938万 4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 127億 8,438万 4,000円とするものであります。今回の補正の主なものは、歳出において、賦課徴収費の全期前納報奨金 500万円、土地評価替え業務委託料 1,100万円を減額し、未来志向研究プロジェクト等事業委託料 800万円、ストックヤード整備工事 1億 9,700万円、十九条石塚水路改良工事 2,800万円、生津多目的広場整備費 1億 8,600万円を計上いたしました。また、その財源として、地方特例交付金 1,900万円、地方交付税 2億 7,000万円、民生費国庫負担金 800万円、広域行政推進補助金 1億 1,300万円、市債 1億 7,600万円を充当し、歳入と歳出の差額 1億 4,900万円は基金繰入金の減額といたしました。

議案第59号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2,513万 5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 25億 8,436万円とするものであります。今回の補正は、前年度医療給付費国庫負担金、医療給付費県負担金が確定したことにより、償還のための補正であります。

議案第60号市道路線の認定については、市道に認定する路線は宅地開発に伴う寄附採納によるもの10路線、主要地方道岐阜・巣南・大野線の整備工事に伴う側道が3路線の13路線であります。

以上、各議案について概要を説明させていただきました。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 大石英博君。

代表監査委員（大石英博君） 発言を求められましたので、監査委員を代表いたしまして、お手元に配付の議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の審査結果について御報告をいたします。

去る7月22日付で市長より審査を求められました平成15年度瑞穂市水道事業会計決算につきましては、去る8月5日から24日にわたりまして、収入支出及び事業運営につきまして、提出された決算書に基づき関係諸帳簿を調査・照合し、担当部課長及び関係職員から事業の報告を

求めるとともに、例月の定例監査及び出納検査の結果とあわせて、市長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されているか等について、慎重かつ詳細に審査をいたしました。

これらを審査するに当たりまして、最も重点といたしましたことは、第1に決算諸表は地方公営企業関係法令に準拠し、企業会計原則に基づいて作成された計数は正確であるか、第2に水道事業は企業としての経済性を発揮しつつ、公共の福祉を増進するよう運営されているか、第3に決算書類は経営成績及び財政状態を適正に表示しているかの3点を主眼に置いて、健全財政を維持しつつ効率的に運営をしているか、住民の福祉増進のため、最少の経費をもって最大の効果を上げているかを見ながら実施をいたしました。

審査の結果は、表示の数値はすべて符合し、誤りのないことを確認いたしました。また、事業の運営に当たっても、法令に基づく経営の基本原則に沿い、良好に遂行されているものと認めました。

子細につきましては、お手元に配付の平成15年度瑞穂市水道事業会計決算審査意見書のとおりでございますが、その概要を申し上げます。

平成15年度瑞穂市水道事業決算は、平成15年5月1日に穂積町と巢南町が合併したことによりまして、11ヵ月分の事業実績でございます。損益計算の概要ですが、給水収益等の営業収益が3億9,690万円、営業外収益等その他収益が465万円で、収益合計は4億155万円となりました。これに対しまして、給水費等の営業費用が2億7,751万円、支払利息4,571万円を含む営業外費用その他が4,691万円で、費用合計3億2,442万円となっております。収益合計4億155万円マイナス費用合計3億2,442万円イコール純利益7,713万円を計上いたしました。前年3月31日と比較をいたしますと、収益で10.9%の減少、費用におきましては19.6%の減少となりまして、費用削減の効果が出ているかと思われまます。収益率についてでございますが、今年度は100円の費用をかけまして123円80銭の収益でありました。前年は100円の費用に対する収益は111円70銭であり、12円10銭の増加でございます。もちろんこの100円指数は高いほどいいわけでありまます。

続きまして、事業の実績についてであります。今年度末におけます給水人口は4万20人、給水戸数は1万2,360戸で、普及率は83.9%となり、合併前、前年3月31日に比較をいたしますと、人口で940人、給水戸数で520戸増加をいたしてあります。年間総配水量は459万7,000立方で、前年と比較をいたしますと4万2,000立方、比率で0.9%減少いたしました。しかし年間総有収水量は405万4,000立方で、前年と比較をいたしますと4万7,000立方、比率で1.1%の減少となっております。送り出す水の量は4万2,000少なくなりましたが、収益につながる水の量は4万7,000立方少なくなり、その差額5,000立方メートルにつきましては、売り上げ以外の配水がふえたということでございます。原因はいろいろあるかと思ひますが、

漏水対策をいま一度求めるわけでございます。

続きまして、資本的収支についてでございますが、新規加入者の加入金収入 5,100万円を初めといたしまして、2億 2,770万円の資本的収入がございました。また、資本的支出におきましては、建設改良費と企業債償還で3億 200万円支出をいたしております。企業債につきましては、今年度 2,886万円償還をいたしまして、未償還残は14億 3,000万円残っております。昭和の代に発行いたしました金利の高いものは来年3月で全部終わりますけれども、まだまだ多額の残が残っております。

続きまして、工事についてでございますが、未普及地域への給水管拡張工事におきましては、給水管 6,250メートル及び消火栓49基。改良工事におきましては 3,500メートルの配水管布設がえを施工いたしました。また、漏水発生頻度の高い石綿管 900メートルの布設がえを行い、市内の石綿管の残りは 2,200メートルとなりました。

審査の意見といたしましては、平成15年度瑞穂市水道事業については、合併前に引き続き安定した財政の健全性が維持されており、収益率、構成比率、財務比率はおおむね良好であり、順調に推移をしていると認められます。しかし、料金の収納につきましては、未収金が増加傾向を示しており、早目早目に収納対策に努められたい。低迷する経済状況にあっても、都市化が進行しており、住民からの生活環境、公共施設整備への要求が多く、他事業との効率のよい工事等、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策・方法をお願いいたします。水道事業は公営企業であり、企業者としての経営感覚をもって諸施策を進められ、人材の育成、調査・研究の強化を図りながら、市民から信頼され、安全で安定した水道事業を目指して、なお一層の企業努力をお願いいたします。

以上、議案第57号の決算審査結果の概要と審査意見を申し述べましたが、この内容は山本監査委員と一致した意見であることを申し添え、私の報告を終わります。

議長（土屋勝義君） これで監査委員の決算審査意見を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時23分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 議案第43号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっている議案第43号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっている議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

人権擁護委員候補者2名について意見を求められていますので、まず廣瀬正孝君からの採決をいたします。

人権擁護委員候補者の推薦について、廣瀬正孝君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、廣瀬正孝君は適任とすることに決定いたします。

次に、北川けい子君について採決をいたします。

人権擁護委員候補者の推薦について、北川けい子君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、北川けい子君は適任とすることに決定しました。

したがって、議案第43号人権擁護委員候補者の推薦については、廣瀬正孝君、北川けい子君を適任とする答申に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） これで散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時26分